

関係者 各位

マニフェスト申告・予備審査制の利用制限について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

今般、関税法基本通達及び個別通達の改正が行われ、令和 8 年 4 月 1 日以降、通関業者が不適正な輸入申告を繰り返し行った場合等において、当該通関業者に対し、マニフェスト申告・予備審査制の利用を認めないものとする措置を行うこととなりましたのでお知らせします。

措置の詳細につきましては、添付のリーフレットを、改正通達やその他の資料につきましては、下記の税関ホームページをそれぞれご確認ください。

(掲載)

○通達改正

令和 8 年 3 月 1 0 日財関第 2 7 8 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2026tsutatsu/2026tsutatsu278/2026tsutatsu278.html>

○その他の資料

マニフェスト申告・予備審査制の見直しについて

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20260310.html>

【問い合わせ先】

業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

# マニフェスト等による輸入申告・予備審査制の利用制限

通信販売貨物を中心とした輸入件数の増加を背景に、一部の通関業者において、知的財産侵害物品等の混入や通関手続の不適正な利用といった不正事案が発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、今まで以上に厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、不適正な輸入申告を繰り返す通関業者に着目し、その通関業務の是正を図る観点から、通関業者が内容に誤りがある輸入申告を繰り返し行った場合等に、マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）・予備審査制の利用を認めないこととしました。（令和8年4月1日実施）

## 利用制限の対象

**AEO通関業者（認定通関業者）を除く全ての通関業者が対象**

利用の停止及び再開は、全国の税関で一律に実施されます。

マニフェスト申告・予備審査制の利用制限はそれぞれ個別に判断されます。



## 利用停止となる要件

税関長が、マニフェスト申告又は予備申告において、

- **内容に誤りがある申告又は予備申告が継続して行われていることを確認した場合**
  - **その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合**
- には利用を停止します。

これらの要件に該当する不正な事案には、以下のようなものがあります。

知財侵害物品・  
マニフェスト申告の  
利用条件非該当  
貨物の混入

仕出人、品名、  
価格等を誤った  
申告の多発

申告内容の誤り等  
の急激な増加

予備審査制を利用  
した輸入申告に  
おける許可前の  
貨物の搬出

利用停止となる要件に該当した場合、税関から業務の改善を求めたうえで、その結果に応じ、利用停止の判断を行います。ただし、停止要件に該当した業務が故意に行われたと認められる場合は、直ちに利用停止となります。

## 利用再開となる要件

税関長が、マニフェスト申告又は予備審査制の**利用を停止することとした理由が解消し、適正に輸入申告を行えることを確認した場合**、利用再開を認めます。

通関業者の皆様には、引き続き適正な業務運営に努めていただくようお願いします。

